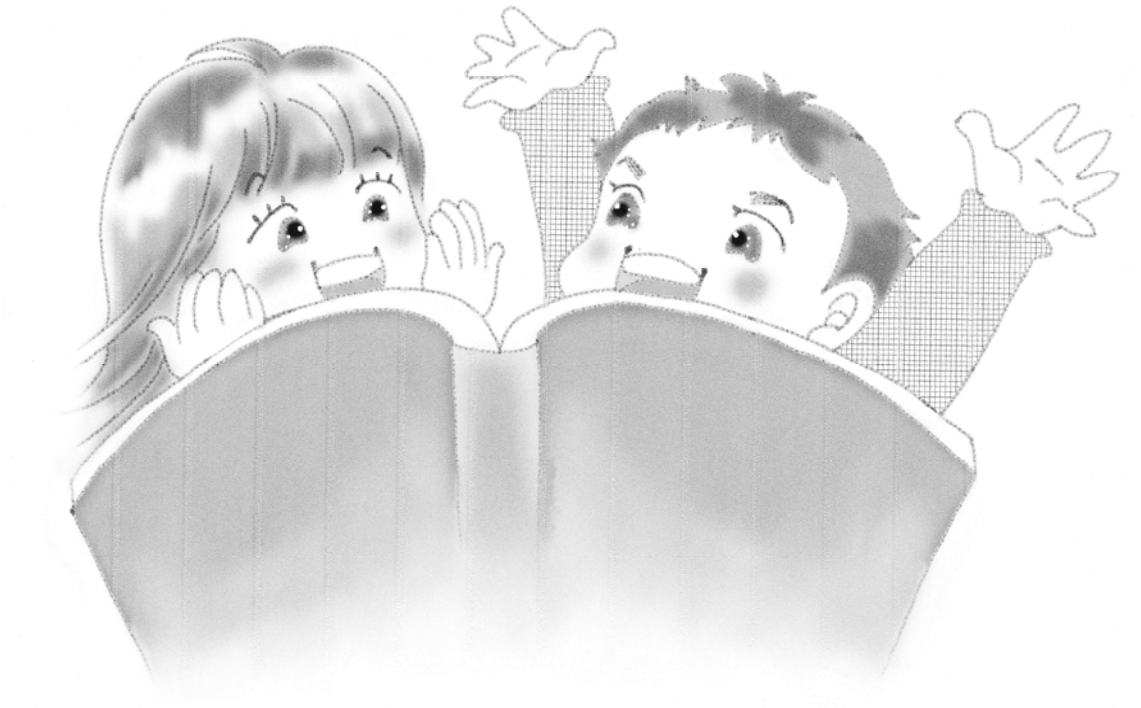
熱海市子ども読書活動推進計画

－ 第二次計画 －

読書でつくるあたらしいみらい



平成 24 年 3 月

熱 海 市 教 育 委 員 会

はじめに

現代の氾濫した情報社会の中で、子どもたちは、あまりにもテレビやゲーム、パソコン、コミックなどの映像、画像に依存する傾向が強まり、子どもたちの読書離れ、活字離れによる思考力の低下が話題になっています。そのため、子どもたちの読書活動を充実することによって主体的に学ぶ意欲や情報を活用する能力をはぐくむとともに、豊かな感受性や人間性をはぐくむことが重要になっています。

読書は、人生をよりいきいきと生きるための心の糧となり、人間性を豊かにしてくれます。それは、読書により子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけていく上で欠くことができないものだからです。しかし、現状においては、子どもの読書活動が日常生活の中で習慣化されているとは言い難い面があります。

子どもたちが本を読むことにより、豊かな感性、確かな学力を培い、たくましい体と心をもった、知・徳・体の調和のとれた『生きる力』の育成は、子どもたちが自分で考え、判断し、選択し、しっかりと自己を確立する力をはぐくむ手助けになると確信します。

熱海市は、海と山の美しい自然に囲まれ、天与の温泉に恵まれた街として古くから明治、大正、昭和の文豪たちに愛されてきました。

子どもたちが多くの文豪たちに愛された熱海への郷土愛をはぐくみ、自主的に読書に向かうことができるよう、健やかな子どもたちの成長を願って「熱海市子ども読書活動推進計画」（第二次）を策定いたしました。

目標実現のためには、熱海市が総力を結集し、家庭・学校・地域・図書館の連携と、市民、関係者の一層のご理解、ご協力が不可欠となります。皆様のより一層のお力添えをお願いいたします。

終わりに、この計画策定にあたり、大変ご尽力をいただきました関係各位に心から感謝し、御礼を申し上げます。

平成２４年３月

熱海市教育長　　三　田　光　行

目　次

第１章　計画の性質 ― 法に基づいた計画 1

１　計画の目的 1

２　国における計画 1

３　県における計画 1

４　本市における計画 1

５　計画の期間 1

第2章　一次計画の成果 3

子どもと本をつなぐための施策 3

（１）　読書機会の提供、読書環境の整備 3

（２）　子どもの本に関する情報の提供 3

（３）　子どもの読書活動推進の啓発や PR 3

（４）　地域での取り組み 3

（５）　家庭の役割 3

（６）　すべての子どもの読書活動を推進するための取り組み 4

年代に合わせた施策 4

（１）　乳幼児への取り組み 4

（２）　小学生への取り組み 4

（３）　中学生への取り組み 4

（４）　高校生等（おおむね 16 歳～18 歳）への取り組み 5

第3章　計画の内容 6

１　家庭における読書活動の推進 6

（１）　保護者に対する啓発 6

（２）　関係機関、民間団体との連携 7

２　地域における読書活動の推進 7

（１）　幼稚園・保育所における読書活動の充実 8
（２）　地域における子どもの読書推進活動への支援 8
３ 学校における読書活動の推進 9
（１）　学校における子どもの読書活動の推進のための取り組み 10
（２）　学校図書館の機能の強化 10
４ 図書館における読書活動の推進 11
（１）　児童資料の充実と活用 12
（２）　児童サービスの充実 13
（３）　図書館の環境整備 13
（４）　「初島」への支援 14
５ 市立図書館と学校図書館などの連携について 14
（１）　市立図書館と学校図書館の連携 15
（２）　子ども読書活動推進計画に関わるすべての人々との連携 15
（３）　市立図書館と各関係機関との連携 15
６ 支援を必要とする子どもへの読書活動の推進 16
（１）　障がいの状態に応じた読書活動の推進 16
（２）　外国語を母国語とする子どもへの支援 17
７ 啓発・広報の推進 17
（１）　情報の収集・提供の充実 17
（２）　「読書週間」および「こどもの読書週間」などにおける啓発・広報の推進 18
参 考 資 料 19
子ども読書活動推進計画アンケートの結果 20
子どもの読書活動の推進に関する法律 31
文字・活字文化振興法 33
熱海市子ども読書活動推進計画策定委員会内規 36
熱海市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿 38

第１章　計画の性質 ― 法に基づいた計画

１　計画の目的

読書は言葉の発達を促し、自己の確立と社会参加を助けることができます。
言葉の力をつけ、他者に自分の気持ちを伝え、人とつながれるようになります。
また、孤独感を減らし、芸術や科学、文化的体験など等の喜びを与えてくれます。
さらには必要な情報を選択して適切に活用する能力を培うことができます。

しかし、現在は子どもばかりか大人までもメディアの早期・長時間接触があり、コミュニケーションの手段が貧しくなり、人や自然とのふれあいの希薄化を招いています。今こそ読書によってもたらされる豊かな世界に、大人たちが橋渡しをしなければなりません。この計画は、熱海市のすべての子どもが、自主的に読書に向かうことができるよう、子どもの健やかな成長に資することを願って、これまでの「熱海市子ども読書活動推進計画」（第一次計画）の進行状況や他の計画などをふまえて、市立図書館を中心に学校・地域・家庭などが連携し、社会全体で子どもの読書環境の整備を進めることを目的とします。

２　国における計画

平成 13 年 12 月に子ども読書に関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにした**「子どもの読書活動の推進に関する法律」**が公布・施行されました。

この法律に基づき、平成 14 年 8 月には**「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」**が策定されました。

３　県における計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、平成 16 年 1 月に「静岡県子ども読書活動推進計画―『読書県しずおか』をめざして―」が策定されました。また、平成 23 年 3 月には**「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次計画）**が策定されています。

４　本市における計画

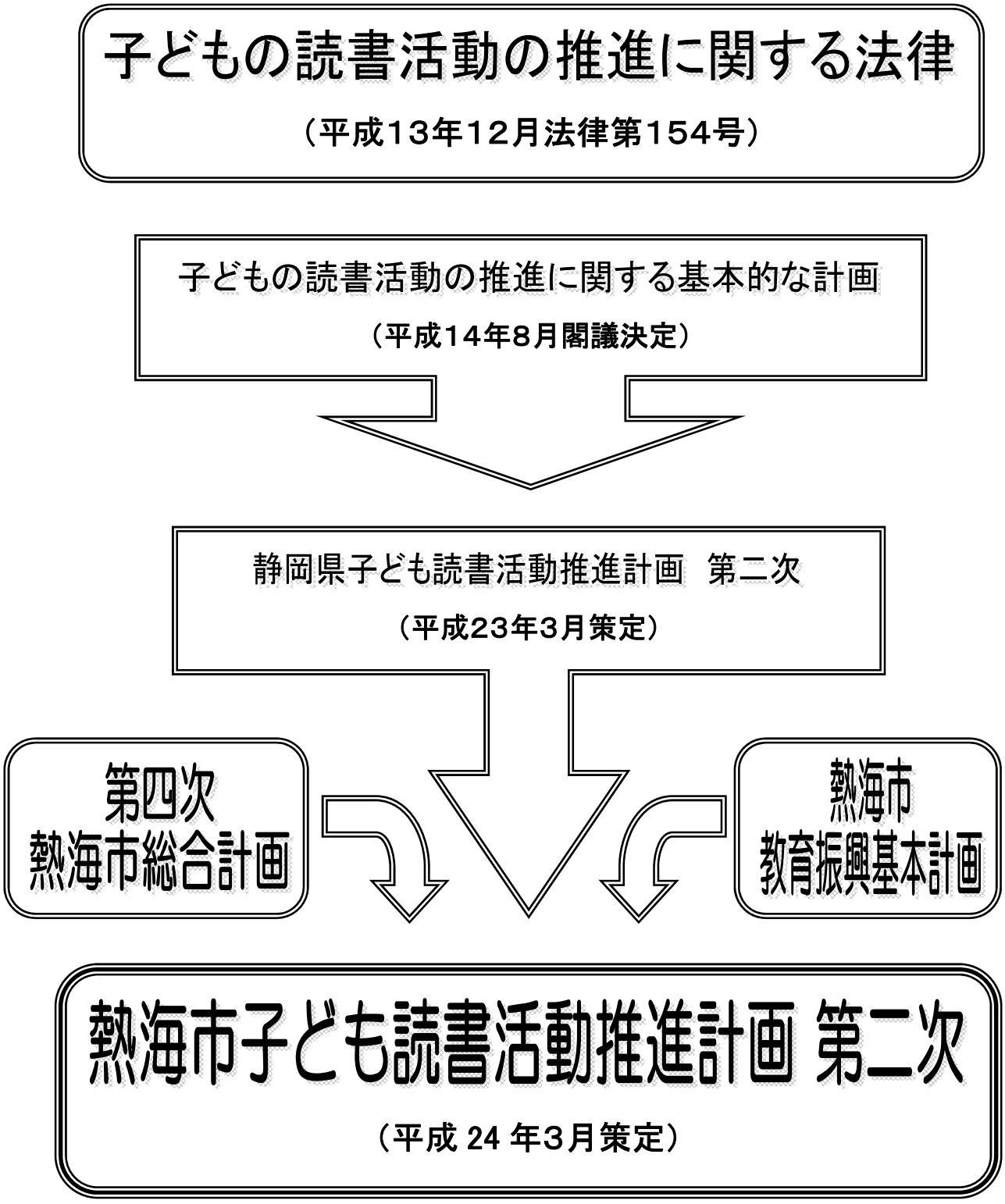
本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次）」を基本とし策定するものです。

また、この計画は**「第四次熱海市総合計画」（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）及び「熱海市教育振興基本計画」を具体化する計画**として位置づけます。

５　計画の期間

平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。なお、県が平成 25 年度末を目途に、計画の進行に応じて見直しをはかることから、これに伴い必要に応じて見直しを行います。

計画の流れ（図）


子どもの読書活動の推進に関する法律
（平成13年12月法律第154号）
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
（平成14年8月閣議決定）
静岡県子ども読書活動推進計画　第二次
（平成23年3月策定）
第四次
熱海市総合計画
熱海市
教育振興基本計画
熱海市子ども読書活動推進計画 第二次
（平成 24 年3月策定）

第2章　一次計画の成果

子どもと本をつなぐための施策

（１）　読書機会の提供、読書環境の整備

- ✧ 市立図書館の開館日を増やした結果、貸し出し冊数の増加につながりました。
- ✧ １回あたりの貸し出し点数を増やしました（図書：６点→10 点　雑誌：３点→４点　紙芝居：２点→３点）
- ✧ 学校図書館専任職員※1を全小中学校（兼務）に配置しました。
- ✧ 市立図書館において、熱海読み聞かせの会による「おはなし会」を月 2 回実施しました。（年１回「おはなし会スペシャル」を実施）
- ✧ 子どもの読書活動の傾向を把握するためのアンケート調査を各小中学校へ実施しました。

（２）　子どもの本に関する情報の提供

- ✧ ホームページにより新着図書の情報を提供しました。
- ✧ 定期的およびタイムリーな特集コーナーを設置し、子どもの読書に対する動機づけに努めました。

（３）　子どもの読書活動推進の啓発や PR

- ✧ 「読書週間」（10 月 27 日～11 月９日）や「こどもの読書週間」（４月 23 日～５月 12 日）などの機会に特集コーナーを設置したり、読書イベントを開催して、読書に対する啓発に努めました。
- ✧ 広報誌やホームページを利用して、おすすめ本を紹介しました。
- ✧ 学校だより、保育だよりを通じて、読書の大切さを伝えました。

（４）　地域での取り組み

- ✧ 平成 23 年９月より、桃山小学校にブックバスの巡回を開始しました。
- ✧ 熱海読み聞かせの会による「読み聞かせ初心者講座」を開催しました。
- ✧ 熱海読み聞かせの会が、平成 23 年度子ども読書活動優秀実践団体として文部科学大臣表彰を受けました。
- ✧ 泉支所改築により図書コーナーを充実しました。

（５）　家庭の役割

- ✧ 「親子手作り絵本教室」、「読書感想画教室」（図書館行事）に、多くの子どもが参加しました。
- ✧ 家庭における親子での読書習慣の啓発に努めました。（例：網代小ＰＴＡノーテレビ、ノーゲーム、ノーカードデイ「家庭読書の日」）

※１　学校図書館専任職員

学校図書館運営をスムーズに行い、児童・生徒の読書活動、調べ学習活動の強化・充実を図るため、熱海市では平成１８年度（初島小中学校では平成１９年度）から市内小中学校１３校（うち２校は小中併設）に５名のパート職員が配置されている。１人が１～３校を兼務。１日４時間、１校あたり年間６１日勤務している（初島小中学校は５０日）。

学校図書館の蔵書の管理、・整備、環境整備、利用する児童・生徒への指導、学校図書館ボランティアとの連携などを職務内容としている。

（６） すべての子どもの読書活動を推進するための取り組み

- ✧ 市立図書館の移転により、バリアフリー化を実現しました。
- ✧ 洋書絵本を収集し、外国語を母国語とする子どもの読書機会を増やしました。

年代に合わせた施策

（１） 乳幼児への取り組み

- ✧ 平成 22 年 7 月に市立図書館児童室に子育て資料コーナー※2を設置しました。
- ✧ マリンホールにおいて、乳幼児を対象とした読み聞かせを実施しました。
- ✧ 大型絵本の選書・収集に努めました。（現在 64 冊）
- ✧ ブックスタート事業※3を継続し、ブックリストを配布しました。

（２） 小学生への取り組み

- ✧ 各小学校において、朝読書を継続実施しました。
- ✧ 学校図書館専任職員の配置により、学校図書館が充実しました。
- ✧ 伊豆山小学校が平成 22 年度子ども読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けました。
- ✧ 市立図書館において、調べ学習に役立つ資料を充実させました。
- ✧ 市立図書館において、推薦図書・課題図書の貸し出しを継続して実施しました。
- ✧ 市立図書館において、社会科見学の児童を受け入れ、図書館に対する理解と図書館に親しむ機会を提供しました。

（３） 中学生への取り組み

- ✧ 各中学校において、朝読書を継続実施しました。
- ✧ 学校図書館専任職員の配置により、学校図書館が充実しました。
- ✧ 平成 19 年 8 月に市立図書館にヤングアダルト※4コーナーを新設しました。
- ✧ 市立図書館において、調べ学習に役立つ資料を充実させました。
- ✧ 市立図書館において、推薦図書・課題図書の貸し出しを継続して実施しました。
- ✧ 市立図書館において、職場体験学習の生徒を受け入れ、図書館に対する理解と図書館に親しむ機会を提供しました。

※２　子育て資料コーナー
　子育てに役立つ図書や雑誌、また、子育て関係機関や団体が作成した各種パンフレット・チラシなどを集めたコーナー
※３　ブックスタート
　肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動。熱海市では、平成１５年８月から実施している。
※４　ヤングアダルト
　主に 10 代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語。

（4） 高校生等（おおむね 16 歳～18 歳）への取り組み

- ✧ 朝読書を継続実施しました。
- ✧ 熱海高校において、リクエストボックスの配置による希望図書の購入を行いました。
- ✧ 熱海高校において、雑誌コーナー、作家別の特設コーナーの設置により図書室の利用者が増加しました。
- ✧ 市立図書館において、ヤングアダルトコーナーを新設しました。
- ✧ 市立図書館において、キャリア教育※5に役立つ資料を充実させました。
- ✧ 市立図書館において、職場体験学習の生徒を受け入れ、図書館への理解と親しむ機会を提供しました。
- ✧ 市立図書館において、進路決定に役立つ資料を充実させました。



※5　キャリア教育
キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育。

第3章　計画の内容

１　家庭における読書活動の推進

生活の基本の場である家庭は、子どもが読書習慣を身につける一番身近な場所です。保護者が子どもの成長に応じて「読み聞かせ」「話しかけ」をすることは、子どもにとって楽しい体験になり、読書活動の基礎にもなります。読書習慣をつけるためには、周囲の大人が本に親しむ環境をつくり、その楽しさを伝えることが大切です。また、保護者がその子の個性に応じた本を一緒に選ぶことで、親子のきずなを育て、読書意欲の向上につながります。

〈現状と課題〉

- ✧ 保護者の就労形態の多様化、塾や習い事に関わる時間の増加など、子どもの生活環境の変化によって、親子で読書を楽しむ時間の確保が難しくなっています。また、子ども以上に大人の読書離れが指摘されています。
- ✧ ブックスタート活動など、家庭における読書活動の啓発が図られています。配布や紹介された本が、各家庭で一層活用されていくよう働きかけていく必要があります。
- ✧ 市立図書館やマリンホールでは、親子で参加できるおはなし会などが開催され、多くの参加者が見られます。
- ✧ 家庭での読書活動推進を支援するため、小学生から読書に親しむための読書ガイドブック『本とともだち』※6を平成 18 年度から作成し、県内全ての小学校１年生に配布しています。また、平成 23 年度から中学生版の配布が始まりました。

〈施策〉

（１） 保護者に対する啓発

ア　保護者が集まる機会での啓発

- 保護者を対象とした「子どもの本と読書に関する講演会」などを企画・開催します。（例：父親向け読み聞かせ講座）
- 「家読（うちどく）」※7への取り組みを推進し、家庭での読書習慣をつけることで、過度な電子メディアとのかかわりを軽減し、生活習慣を整えます。

イ　読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布

- ブックスタート事業の継続と３歳児健診時にブックスタートのフォローアップ事業として、セカンドブック事業の開催を検討します。
- 静岡県読書ガイドブック『本とともだち』の家庭での活用を啓発します。

※６　静岡県読書ガイドブック『本とともだち』
児童・生徒が、本に親しむためのきっかけ作りとなることを目的に静岡県教育委員会により作成され、小学校１年生、中学校１年生に配布されるガイドブック。

※７　家読（うちどく）
家族みんなで好きな本を読んで、コミュニケーションを深める読書習慣。

（２） 関係機関、民間団体との連携

ア　情報の共有化と効果的な広報

- 家庭における読書習慣が定着し、生涯学習の基礎となるように、子どもの教育に関わるすべての人々が連携し、働きかけます。また、連絡会などの開催を検討します。

２ 地域における読書活動の推進

核家族化が進み、家庭の形態やライフスタイルが多様化している現代社会では、様々な世代の人々が交流する地域においての読書活動も大切です。
泉から網代まで細長い地形で、離島の初島を有していながら、各地区に読書活動の拠点となる施設がない現状を踏まえたうえで、引き続き地域の人材を活用しながら、地域での読書活動の取り組みを支援します。

<現状と課題>

- ✧ 幼稚園や保育所においては、子どもの年齢（発達）に応じたカリキュラムや指導方針が設定され、日常的に読み聞かせや紙芝居などが行われています。しかし、幼稚園や保育所の図書コーナーでは、蔵書の種類や数には限りがあり、設備も十分なところばかりではありません。また、どんな本をいつ頃、どのように与えるかなど職員の研修も必要とされています。
- ✧ 熱海市では、「静岡県子ども読書アドバイザー※8」として、４名が登録されています。しかし、市民への周知が十分とはいえません。
- ✧ 地域で子どもを育む取り組みにおいて、読書活動はあまり行われていません。子どもの読書活動推進のため、イベントなどを通じて、地域の読書関係団体などとの新たな協働方策や活動支援のあり方について検討する必要があります。
- ✧ 子育て支援センターの活動において、読み聞かせなどが行われています。
- ✧ 熱海読み聞かせ連絡会※9において、引き続き絵本リストの作成が行われています。
- ✧ 子育てサークルにおいて、読み聞かせが行われています。
- ✧ 県内唯一の離島である「初島」の子どもに対して、読書活動に関する支援は十分ではなく、改善していく必要があります。





※８　静岡県子ども読書アドバイザー
「静岡県子ども読書アドバイザー養成講座」を受講し、修了した者はアドバイザーとして登録される。子どもの読書活動推進のため、読書活動のサポート、また学校や図書館などとボランティアをつなぐコーディネーター役、経験の浅いボランティアへの指導者としての役割が期待されている。
※９　熱海読み聞かせ連絡会
研修、連絡を行う、学校で活動している市内読み聞かせボランティアの集まり。

<施策>

（１） 幼稚園・保育所における読書活動の充実

ア　幼稚園や保育所の図書コーナーの整備

- 市立図書館の団体貸出制度を有効的に活用します。
- 市立図書館のブックバスサービスを有効的に活用します。
- 幼稚園・保育所の図書購入補助費などを提案します。

イ　職員の研修の充実

- 職員が積極的に研修などに参加できる環境を整備します。

ウ　保護者への啓発

- 保育だよりを通じて、保護者に対する啓発を促します。

（２） 地域における子どもの読書推進活動への支援

ア　子ども読書アドバイザーの活動推進

- 静岡県子ども読書アドバイザーの広報活動を行い、熱海市独自の活動を発信していきます。

イ　各種団体事業の活用

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金」※10など各種団体が実施する事業を有効的に活用します。

ウ　地域で子どもを育む取り組みにおける啓発

- 「地域子育て支援事業」※11、「通学合宿」※12、「放課後子ども教室」※13、「家庭教育学級」※14、「地域の公民館事業」、「子ども会」などにおいて、施設や行事の状況に応じながら、静岡県子ども読書アドバイザーなどの読書ボランティアを活用し、子どもの読書活動を推進します。
- 本好きな子どもとアドバイザーとしての大人が、一緒に読書会などの読書活動ができる「図書館クラブ（仮称）」を開催します。

※１０　子どもゆめ基金
民間団体が実施する絵本の読み聞かせ会などの読書活動等を支援する。独立行政法人国立青少年教育振興機構の助成金。

※１１　地域子育て支援事業
地域の子育て、家庭に対する子育て支援を行うことを目的とした家庭内保育を行っている保護者への支援。本市では中央保育園に熱海子育て支援センター、多賀保育園に南熱海子育て支援センター、福祉センター内に親子ふれあいサロンを設置し、電話相談、来園相談、園庭開放などを実施。

※１２　通学合宿
学年の異なる小学生が、地域の公民館や寺社など宿泊可能な施設を拠点として、家族から離れ、共同生活をしながら登下校する。

※１３　放課後子ども教室
子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりのため、放課後や週末等に小学校や公民館などを活用して、地域の大人の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動、学習機会を提供するもの。

※１４　家庭教育学級
幼稚園や小学校を拠点として、親同士が学習したいことを自ら企画し、計画的・継続的に活動を行っていくものです。

- 熱海読み聞かせ連絡会において、「季節ごとに読みたい絵本リスト」（各学校で読んだ本の中で子どもたちの反応のよかった本のリスト）を作成します。
- 子育てサークルにおける読書活動を推進します。

エ　初島の子どもに対する支援

- 初島の子どもの読書活動を支援します。

３ 学校における読書活動の推進

市内の小中学校、高等学校では、子どもの成長に応じた読書活動の充実を促進していきます。また、教職員連携のもと、読書の楽しさを味わえるような指導の取り組みや工夫をより充実させ、子どもたちの豊かな考えや生活を育むことをサポートします。

〈現状と課題〉

- ✧ 司書教諭※15や図書主任を中心に積極的な読書活動を行う学校があります。
- ✧ 朝読書、読み聞かせなどの読書活動が定着しています。
- ✧ 小学校 1 年生・中学校１年生に配布されている読書ガイドブック『本とともだち』は、各学校が授業で活用しています。しかし、ガイドブックに掲載されている図書がすべて各学校図書館に所蔵されているとは限りません。
- ✧ 学校図書標準※16を達成している学校の割合は、小学校 37.5%、中学校 40.0%です。（平成 22 年度「学校図書館の現状に関する調査」より）図書購入のための予算は十分ではありません。
- ✧ 学校図書館の学習情報センター※17的機能が認知されず、活用が十分でないという意見もあります。
- ✧ 市内の小中学校で熱海中学校の図書館だけがデータベース化されています。今後、他の学校図書館のデータベース化とともに市立図書館とのネットワーク化を検討していく必要があります。
- ✧ 12 学級以上のすべての学校に司書教諭の配置がされています。しかし、司書教諭が発令されていても、その役割を十分に果たせていないという意見もあります。また、11 学級以下の学校においても司書教諭の配置を望む意見があります。

※１５　司書教諭
学校図書館法第５条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭または教諭をもって充てる。平成 ９ 年 ６ 月、学校図書館法が改正され、平成 15 年度から、12 学級以上の学校において司書教諭が必置となった。

※１６　学校図書標準
公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成５年３月に文部科学省によって定めたものである。

※１７　学習情報センター
「情報を収集・活用し、児童・生徒が自ら学ぶ場所」。学校図書館の役割をあらわす言葉。

✧ すべての小中学校に学校図書館専任職員が配置されています。しかし、勤務状況は各校専任ではなく兼務の状況にあります。

✧ 地域の方々に学校図書館ボランティアとして、朝の読み聞かせを行っていただいている学校があります。また、中学生が小学生に読み聞かせを行っている学校もあります。

〈施策〉

（１） 学校における子どもの読書活動の推進のための取り組み

ア 学校内の協力体制の確立

- 司書教諭、図書主任を中心とした読書活動の推進体制づくりを働きかけます。

イ 年間計画の作成と活用

- 学校図書館の活用や読書推進活動の年間計画の作成により、学校図書館の計画的な活用を図ります。

ウ 読書活動および学校図書館を活用した学習活動の充実

- 朝読書を継続実施します。
- １か月の目標読書冊数を設定します。
  例（県の努力目標：小学生８冊　中学生４冊　高校生２冊）
- 静岡県読書ガイドブック『本とともだち』小学生・中学生版や各学校の必読図書・推薦図書などを選定・活用して読書の推進に努めます。
- 子どもたちが読んだ本を紹介しあえるような場や時間を設定します。
- 「高校生による読み聞かせ」などの高校生による読書イベント、学校行事との連携展示などを企画・実施します。

（２） 学校図書館の機能の強化

ア 学校図書館の資料・設備の充実

- 学校図書館を読書センター※18・学習情報センターとして十分機能させるため、図書資料の計画的な入れ替えで学校図書標準を満たすよう蔵書を整備・充実します。
- 子どもたちの発達段階に応じた利用しやすい空間と安全な設備が必要です。そのために、図書の配架・レイアウト・紹介方法に工夫をし、快適で楽しい空間をつくります。
- 蔵書のデータベース化を図り、市立図書館、学校図書館のネットワーク化を実現するための検討会を開催します。

イ 学校図書館活性化のための人的配置

- 学校図書館を有効的に機能させるためには、司書教諭や学校図書館専任職員が果たす役割がますます重要になってきます。その職務に十分な役割を果たすことができるよう、関係機関への理解・協力を求めます。

※１８　読書センター
「読書をする場所」。学習情報センターと対になる学校図書館の役割をあらわす言葉。

- 学校図書館専任職員を各校専任で配置し、勤務日数を増やすことにより、読書センター・学習情報センター・心の居場所としての機能、教員のサポート機能、地域・家庭における読書活動の支援などの機能を持つ学校図書館の活性化をさらに進めます。

ウ　学校図書館の活用を推進するための研修の充実

- 司書教諭および学校図書館専任職員が積極的に研修などに参加できる環境を整備します。

エ　学校図書館ボランティアの育成

- 児童・生徒の読書活動をサポートする学校図書館ボランティアの育成に努めます。

4　図書館における読書活動の推進

市立図書館は本に関する様々なネットワークの中心となる施設であり、読書活動と図書資料の活用に関する知識と経験を持っています。また、子どもの読書活動の推進拠点として、また活動のコーディネーターとしての専門的な役割も担っています。子どもたちとよい本との出会いをたくさんつくれるように、来館を待つだけでなく、こちらから働きかけていくことに重点を置いていきます。

<現状と課題>

- ✧ 本市は児童図書の蔵書冊数は 12 歳以下の子ども 1 人あたり 10.6 冊と、県の目標数値(8 冊)を超えていますが、古い図書や紙芝居も多く、入れ替えが十分なされていません。特に、調べ学習支援のためには新鮮な資料を提供する必要があります。
- ✧ 子どもたちがたくさんの優れた本と出会うよう、選書や配架に配慮することが大切と思われます。
- ✧ 子どもたちの読書相談やレファレンスサービス※19のニーズに的確に応えるとともに、年齢に応じたブックリストの作成やボランティアの育成、市立図書館と学校との密な連携を図るためには、児童担当の専門職員（司書※20）の配置が必要です。
- ✧ 児童サービスに関する知識や技術の習得には、職員研修の充実が望まれます。
- ✧ 本市の図書館サービスは、本館および移動図書館（ブックバス）と各支所・出張所への配本のみとなっております。また、泉から網代まで細長い地形であるとともに離島の初島もあり、静岡県下の中でも図書館の利用率や児童書の貸出比率は低い状況で、今後さらに、移動図書館（ブックバス）サービスや団体貸出の活用を図ることが必要です。
- ✧ 図書館見学・職場体験の受け入れを実施しています。

※19 レファレンスサービス
資料や情報を求めてきた利用者に対して、図書館員が求められる資料や情報を提示することによって提供される援助サービス。
※20　司書
図書館法第４条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。

✧ ボランティアの協力を得て、毎年夏休みに「親子手作り絵本教室」、「読書感想画教室」を開催しています。
✧ 読み聞かせボランティアの拡充を図るため、ボランティアによる「読み聞かせ初心者講座」を開催しています。
✧ 赤ちゃんと保護者が絵本を介して楽しいひとときを持たれることを願い、ブックスタート事業を継続しています。
✧ 子育て資料コーナー（ブックコッコ）を設置し、赤ちゃん絵本や子どもの読書に関する本とともに、育児、家庭教育、小児医療など、子育てに役立つ図書や雑誌を集めてあります。
✧ 図書館職員による「出前おはなし会」や「出前講座(図書館利用講座)」など積極的に外に出ていく活動が必要です。
✧ 常に大人が子どもたちを見守る体制を整え、子どもや保護者に不安を与えない図書館づくりが必要です。
✧ 子どもたちの学習支援のために、児童・ヤングアダルト向けのホームページの開設や児童室にインターネットの環境整備などが望まれています。また、市立図書館と学校図書館のネットワーク化についても、検討していく必要があります。
✧ 住民の意思を代表する図書館協議会※21の設置が望まれます。
✧ 初島の子どもたちへの支援が十分されていない状況であり、市立図書館（司書）と学校や学校図書館専任職員と連携を図り、要望に応えていきたいと考えています。

〈施策〉

（1） 児童資料の充実と活用

ア 図書館資料の整備・充実

- 子どもの年齢や特性に応じた、良質で多様な図書館資料の選書・収集を行い、読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣が培われるよう努めます。
- 団体貸出用図書（学習支援図書を含む）の充実・新規利用者開拓を図ります。
- 市立図書館の児童図書の蔵書冊数を 12 歳以下の子ども 1 人あたり 11 冊以上を目指します。

イ 図書館資料の活用

- レファレンス支援（調べ学習支援）や、キャリア教育支援・情報リテラシー※22教育支援に努めます。
- 市立図書館の児童図書の年間貸出冊数を 12 歳以下の子ども 1 人あたり 20 冊以上を目指します。

※21 図書館協議会
図書館法 14 条の規定に基づいて地方公共団体が設置することができる、公共図書館の運営に関して館長の諮問に応じて意見を述べるための機関。

※22 情報リテラシー
情報（information)と識字（literacy）を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のことである。「情報活用能力」や「情報活用力」、「情報を使いこなす力」とも表現する。

ウ　「湯けむり文庫（仮称）」の創設

- 市立図書館司書や職員、教員、学校図書館専任職員、静岡県子ども読書アドバイザー、読み聞かせボランティアなどにより、子どもたちにぜひ読んでほしい 1000 冊程度の図書を選書した文庫を創設します。

エ　リサイクル本の学校図書館への提供

- 買い替えなどにより不用となった比較的状態のよい本を、学校図書館へ提供します。

（2） 児童サービスの充実

ア　児童担当司書の配置・育成

- 児童担当司書の配置・育成に努め、子どもや保護者への絵本や児童図書に関する読書相談やレファレンスサービスの充実を図ります。

イ　職員の研修

- 職員の自館での業務研修および外部研修により、児童サービスに関する知識や技術の習得・向上に努めます。

ウ　ボランティアとの協働

- ボランティアとの協働を図り、乳幼児やその保護者、児童・生徒などが楽しみながら本とのかかわりが持てる事業や、読書の楽しさを伝える事業を企画・開催します。

エ　出前講座の企画・実施

- 司書および職員による保育所・幼稚園・学校などでの出前講座を企画・開催します。また、各所からの出前講座要請に応じます。

オ　調べ学習への対応

- 調べ学習の場として、積極的に児童・生徒を受け入れます。

カ　社会科見学・職場体験の実施

- 社会科見学・職場体験の児童・生徒を受け入れ、図書館への理解と親しむ機会を引き続き提供します。

キ　ブックバスサービスの充実

- 市立図書館から離れた地域に居住する子どもたちへのブックバス（移動図書館）によるサービスの充実、利用拡大を図ります。

ク　「キッズページ（仮称）」の開設

- 子ども向けホームページを開設し、子どもの読書に関する情報の発信に努めます。

（3） 図書館の環境整備

ア　特集コーナーの充実

- 子どもにとって安全で利用しやすい魅力的な児童室となるように努めるとともに、常に季節やタイムリーな話題などの新鮮なコーナーづくりに取り組みます。

イ　一次計画により新設されたコーナーの充実

- 一次計画により新設された２コーナー（子育て資料コーナー「ブックコッコ」、ヤングアダルトコーナー）についてアンケートを実施し、現状と利用者の希望を調査し、よりよいコーナーにします。

ウ　学習室の整備

- 学習室がより快適に利用できるように、整備していきます。

エ　市立図書館、学校図書館のネットワーク化の実現

- 市立図書館、学校図書館のネットワーク化を実現するための検討会を開催します。

オ　図書館協議会の設置

- 図書館のコンセプト「市民と共に創っていく図書館」を制度として保障するために、有識者、学校関係者、ＰＴＡ、図書館ボランティアなどから委員を募集して図書館協議会の設立を目指します。

（４）「初島」への支援

ア　初島の子どもに対する支援

- 初島の子どもの読書活動を支援します。
  （例：読み聞かせボランティアの協力を得て、初島小中学校および保育園での読み聞かせの開催など。）

５ 市立図書館と学校図書館などの連携について

子どもの読書活動を円滑にすすめるために、市立図書館と学校図書館、地域や子育て関係機関との連携が大切です。各立場をお互いが理解し、情報を共有することにより、個々に存在していたことが他所でも活用されるなど、蔵書だけではなく、積み重ねてきた知識や人的ネットワークの活性が図られます。

<現状と課題>

- ✧ 市立図書館から学校への団体貸出サービスは、学校への周知も行き届き、活発に利用されています。また、学校の調べ学習などでの市立図書館の利用も増加してきました。しかし、図書館運営について、市立図書館からの助言を求めたいとする学校図書館からの要望がありますが、対応できる十分な体制がとられていません。
- ✧ 読書活動に関わる人々の連携は十分ではありません。読書活動に関わる人々の協力体制を、市立図書館（司書）が中心となって構築していく必要があります。
- ✧ ７～８か月児相談の機会を利用してブックスタート事業を実施しています。
- ✧ 熱海子育て支援センター“ぴよこっこぐみ”[※23]活動において市立図書館職員よる読み聞かせや絵本の紹介を行っています。

※２３　ぴよこっこぐみ
熱海子育て支援センターが開催している親子参加型の子育て支援行事。

✧　市立図書館と読書に関わる各関係機関の「連携・協働・協力」をより充実させる必要があります。

〈施策〉

（１）　市立図書館と学校図書館の連携

ア　学校図書館支援センター※24の設置

- 学校図書館支援センター設立のための検討会を開催します。

イ　市立図書館の活用に関する広報

- 市立図書館の利用方法や団体貸出制度について「学校向けの活用マニュアル」を作成・配布し、ホームページに掲載します。

ウ　市立図書館と学校図書館の相互広報

- 市立図書館と学校図書館の読書活動について、お互いの図書だよりなどを掲示します。

（２）　子ども読書活動推進計画に関わるすべての人々との連携

ア　子ども読書活動に関する定期連絡会の設置

- 市立図書館（司書）、学校（司書教諭、学校図書館専任職員）、学校教育に関する部署、ＰＴＡ、読み聞かせの会などにより定期的な連絡会を開催し、各機関の現状と課題および本計画の進捗をまとめ、教育長に報告します。

（３）　市立図書館と各関係機関との連携

ア　市立図書館と子育て関係部署との連携した読書活動

- ブックスタート事業の継続と３歳児健診時にブックスタートのフォローアップ事業として、セカンドブック事業の開催を検討します。
- 子どもの健診会場に子どもや保護者が自由に手に取れるように、対象児向けのおすすめの本などを展示し、子どもの読書に対する理解や関心が高まるように努めます。

イ　市立図書館と生涯学習に関する部署との連携した読書活動

- 生涯学習に関する部署の開催行事の中に子どもの読書に関するもの（例：読み聞かせ大会など）を企画し、連携を図ります。
- 生涯学習に関する部署との連携において、子どもが地域の文化や歴史を本や文化財を通して学ぶ機会を設けます。

ウ　市立図書館と学校・幼稚園・保育所との連携した読書活動

- 市立図書館と学校・幼稚園・保育所との連携した読書イベントを企画・開催します。

※２４　学校図書館支援センター

学校図書館の機能の強化・充実を図ることを目的に指定地域の教育センターなどに支援スタッフを置き、学校図書館間の連携に向けた支援、各学校の学校図書館の運営に対する支援、学校図書館の地域開放の支援、図書の選定・収集、資料の組織化などの支援を行う。

６ 支援を必要とする子どもへの読書活動の推進

障がいのある子ども、外国語を母国語とする子どもなど支援を必要とする子どもへの読書活動を他機関と連携しながら進めていきます。

〈現状と課題〉

- ✧ 障がいのある子どもたちの読書活動について、具体的に施策がとられていないのが現状です。障がいのある子どもたちの読書活動を支援するために、関係機関と連携し、子どもの読書活動に関わるすべての人々が、必要な知識と技術を学んでいきます。また、必要な機材の整備も行っていきます。
- ✧ 英語を含む外国語の絵本を市立図書館で購入しています。日本以外の文化的背景をもった保護者が、自国の文化を尊重しつつ、より良い子育てを行える一助となるよう、子どもだけでなく保護者へも本を通じて支援を行っていきます。

〈施策〉

（１） 障がいの状態に応じた読書活動の推進

ア　家庭における読書活動の推進

- 子どもと読み聞かせを通じて、子どもの個性に応じた本を一緒に楽しみます。

イ　地域における読書活動の推進

- 地域の行事において、おはなし会などの交流イベントを実施します。

ウ　学校における読書活動の推進

- 自主的に整理が行えるよう分類ごとに色シールを使い、興味をもたせるような視覚的にとらえやすい工夫をします。
- 身近に触れられる本のコーナーを作ります。
- 特別支援学級において、在籍する児童・生徒の特性に合わせた支援を行います。

エ　図書館における読書活動の推進

- 点字図書、拡大読書器、朗読サービス、DAISY※２５（録音図書）などの整備に努めます。
- 「さわる絵本※２６」や「布の絵本※２７」、「音の出る絵本※２８」を用意し、貸出を行います。

※２５　DAISY
デイジー、Digital Accessible Information System。デジタル録音図書の国際標準規格。

※２６　さわる絵本
視覚障がいのある子どものために、布・ビニールや毛皮などの素材により、実物に似たかたちに切り抜いたものを貼り付け、触覚によって鑑賞させることを目的としてつくられた絵本。

※２７　布の絵本
布などを使って制作された絵本。アップリケなどの手芸の技法を使い、絵画的表現や実物に似た立体表現を創り出す絵本。

※２８　音の出る絵本
音楽や効果音が流れて、聴覚的にも楽しめる絵本。

- 自らの手で本に触れられるよう、分類ごとに色シールを使い、興味をもたせるよう掲示物を視覚的にとらえやすい工夫をします。
- 障がいの程度や内容に応じた図書や読書スペースの環境整備を行います。
- 各機関と連携し、障がいのある子どもへの利便性を図ります。

（２） 外国語を母国語とする子どもへの支援

ア　外国語を母国語とする子どもへの支援

- 英語だけではなく、多言語の本を用意し、紹介します。
- 日本のことを学べる本を紹介します。

7 啓発･広報の推進

啓発･広報活動を積極的に行い、様々な機関･年代への子ども読書活動への周知を広め、深めます。

<現状と課題>

✧ 市立図書館においてはホームページなどにより情報の提供に努めています。

✧ 学校・幼稚園・保育所においては学校だより・保育だよりなどにより啓発・広報を推進しています。

✧ 市立図書館や各学校において「読書週間」および「こどもの読書週間」に関連したイベントを実施し、子どもの読書に対する関心を高めるような取り組みを実施しています。

✧ 啓発・広報活動は各関係機関において実施されていますが、より一層の充実が求められています。

<施策>

（１） 情報の収集・提供の充実

ア　広報誌・ホームページなどを活用した情報提供

- 広報誌やホームページなどを活用して読書関連事業の情報提供に努めます。
- 学校だより・保育だよりなど各施設の発行物を通じて読書の大切さを伝えます。

イ　学校、図書館、地域活動団体を通じての情報提供

- 学校、図書館、地域活動団体を通じて、保護者や、市民への子どもの読書活動に関する情報を提供します。

ウ　ボランティア団体活動状況の広報

- 子ども読書に携わるボランティア団体の活動について、広く紹介していきます。

エ　助成金などの広報

- 読書活動に関する各関係機関・団体に助成金などの情報をタイムリーに広報します。

（２）「読書週間」および「こどもの読書週間」などにおける啓発・広報の推進

ア　「読書週間」および「こどもの読書週間」を通じての啓発・広報

- 「読書週間」（10 月 27 日～11 月 9 日）および「こどもの読書週間」（４月 23 日～５月 12 日）の機会を捉えて更なる啓発活動を推進します。

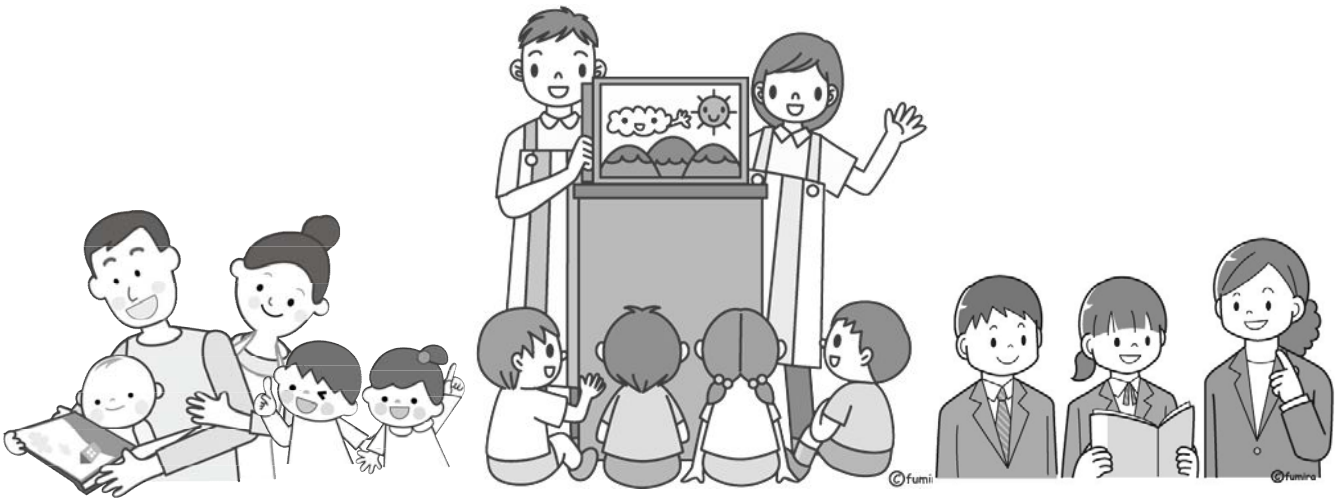
イ　読書関連事業を通じての啓発・広報

- 静岡県図書館大会※２９や、各種講座等の開催をホームページなどで公開することにより、市民への啓発・広報を図ります。

おわりに

今回の協議の中で、限られた人的、物質的資源のなか、より現実的で子どもたちの未来に役立つ活動を行うには、関わるすべての人々の情報交換、協力、協働などの連携の強化が大切であることが浮き彫りにされました。それぞれが、お互いの立場を理解しながら、専門性を活かし活動に携わることが必要です。

また、必要な予算要求などを行う努力をし、計画の実現にむけた働きかけをしなければなりません。このことについて、子ども読書活動に携わる方はもちろんのこと、地域全体での取り組みをお願いするものです。



※２９　静岡県図書館大会

図書館関係者や広く図書館に関心を持つ県民が、読書活動の一層の発展について研修し、交流を深めることを目的とした研究大会。県内の読書活動推進を目的とした「静岡県読書大会」と、県内図書館関係者の「静岡県図書館振興大会」が統合され、平成４年から現在の「静岡県図書館大会」が開催されている。

参 考 資 料

子ども読書活動推進計画アンケートの結果

子どもの読書活動の推進に関する法律

文字・活字文化振興法

熱海市子ども読書活動推進計画策定委員会内規

熱海市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

熱海市立図書館
2011.10.01

子ども読書活動推進計画アンケートの結果

熱海市子ども読書活動推進計画（第二次）の策定の一環としてアンケートを実施したので結果を報告します。

◆ テーマ　　学校と市立図書館との連携について

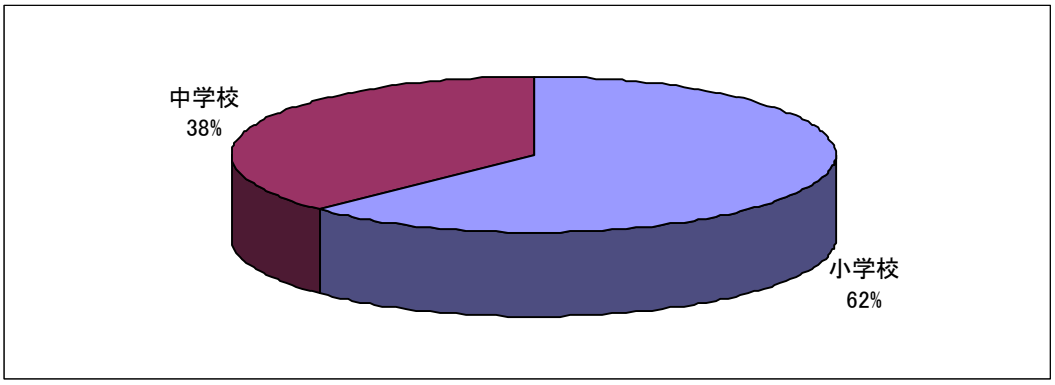
◆ 目　的　　学校教育の観点から市立図書館に対して率直な意見をいただき、その意見を基に熱海市の子どもの読書環境の整備に関する施策に反映させる。

◆ 対　象　　小学校　学級担任、図書担当教諭
　　中学校　学級担任、図書担当教諭

◆ 方　法　　無記名

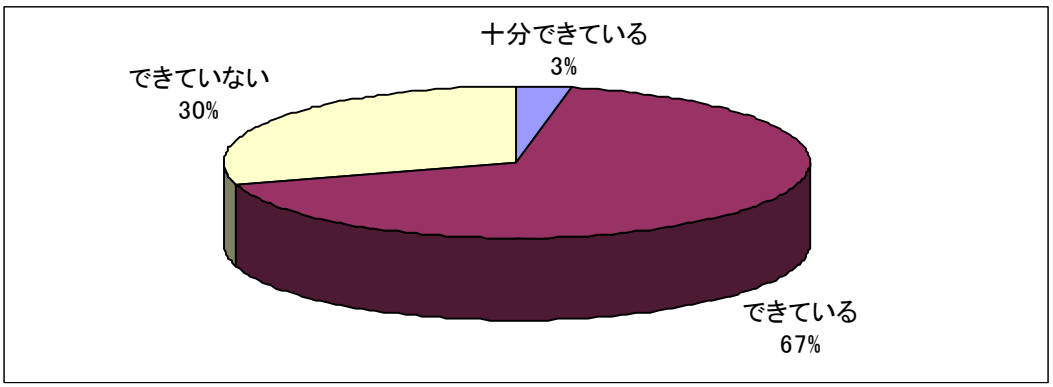
質問1　あなたの所属校はどちらですか。

（1）	小学校	60　人	62.5　%
（2）	中学校	36　人	37.5　%



質問2　各学校と市立図書館との連携についてどう思いますか。

（1）　十分できている	3　人	3.2　%
（2）　できている	63　人	67.0　%
（3）　できていない	28　人	29.8　%



「十分できている」、「できている」と答えた人が約 70%を占め、一見連携ができていると思われるが、「十分できている」と答えた人が 3.2%であることから連携はまだ十分でないと考えられる。

質問3　学校教育の観点から市立図書館（図書館司書）に何を期待しますか。
具体的にお書きください。（自由回答）

調べ学習への対応、団体貸し出しへの要望、市立図書館の情報提供、市立図書館の蔵書検索への要望、「読み聞かせ」や「ブックトーク」等の依頼、市立図書館の利用方法に関する要望等の意見があった。

（個別の意見については別紙参照）

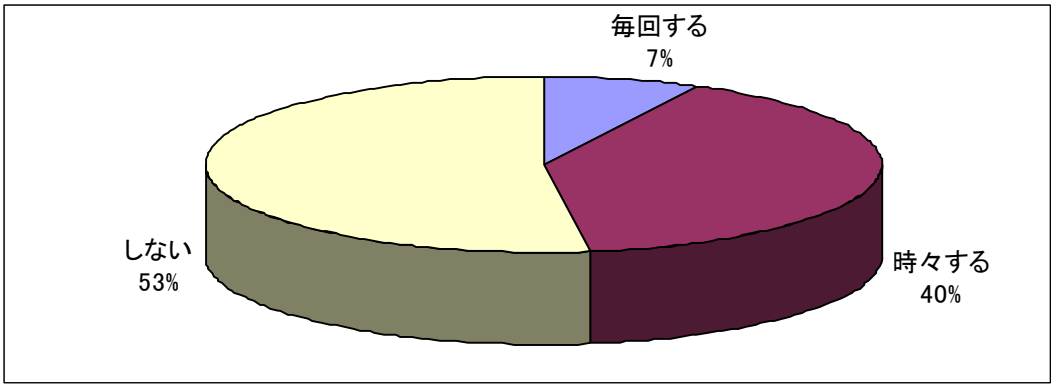
図書館からの意見

- 結果からは、図書館側からの情報提供が不足していたことがわかります。しかし、的確な情報提供のため、学校側が「何を」知りたいかを把握することは大切です。そのために市立図書館司書と司書教諭、学校図書館司書との定期的な連絡会等を開催し、情報交換を行っていくことが有効であると考えます。
- 蔵書検索については市立図書館ホームページから検索できること、団体貸し出しについてはすでに実施している内容を知っていただくよう努めます。

- 調べ学習への対応については要望が多岐にわたるため、学校において意見を集約していただき、要望をいただければ適宜対応いたします。
- 現在の検索システムでは容量に限界があるため、システム更新する際に、市立図書館と学校図書館のネットワーク化を検討します。
- ブックバスの巡回については、正式な依頼を受けた後に検討いたします。
- 「読み聞かせ」や「ブックトーク」等は、市立図書館が行うよりも、学校図書館司書や読み聞かせボランティアの方に依頼されたほうが適切と考えます。熱海市には静岡県子ども読書アドバイザーの方が 4 名おります。その方たちは、ボランティアをコーディネートする役割を担っておりますので、要望があればその方たちへの橋渡しをいたします。アドバイザーは県において専門的研修を受けております。
- 市立図書館の利用方法に関しては市立図書館司書に問い合わせいただければ対応いたします。

質問4　調べ学習で市立図書館に図書を借りるとき、ご自身で来館されますか。

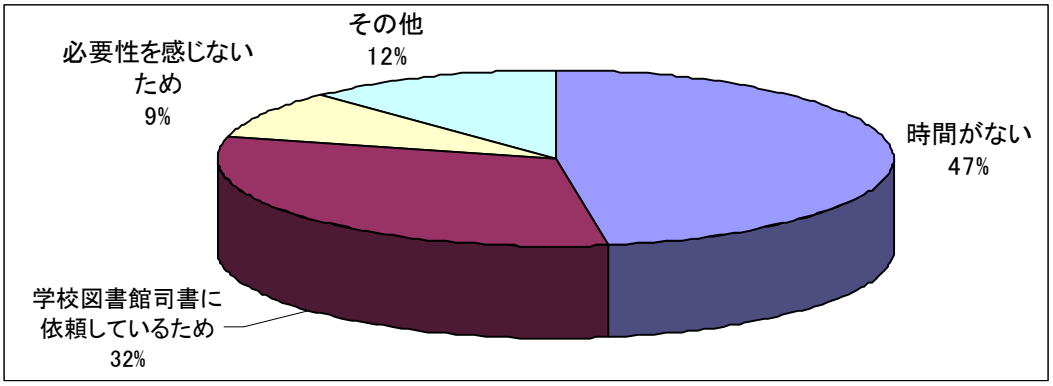
（1）　毎回する	7　人	7.4　%
（2）　時々する	38　人	40.4　%
（3）　しない	49　人	52.1　%



「毎回する」、「時々する」と答えた人が約 48%となり、来館する人と来館しない人の割合は半々という結果となった。

質問5　質問4で(3)とお答えの方に質問します。なぜ来館されないのですか。

（1）	時間がない	27　人	47.4　%
（2）	学校図書館司書に依頼しているため	18　人	31.6　%
（3）	必要性を感じないため	5　人	8.8　%
（4）	その他	7　人	12.3　%



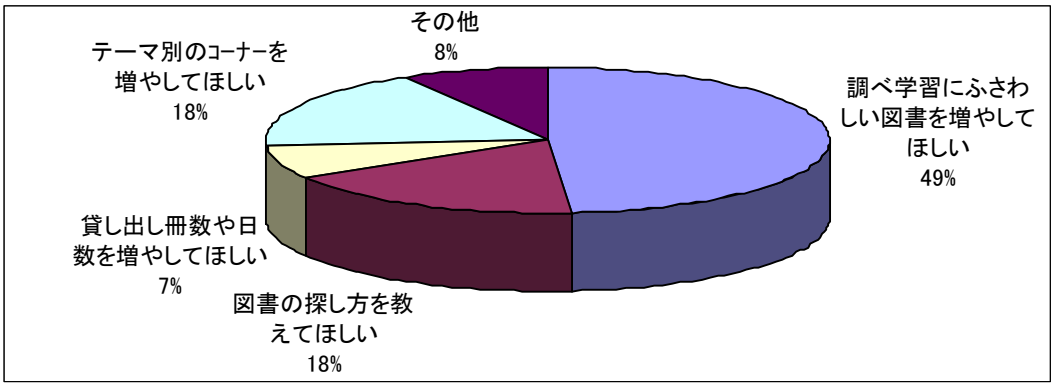
「時間がない」と答えた人が 47.4%と約半数を占めた。「学校図書館司書に依頼しているため」31.6%とあわせると約 8 割の人が市立図書館に来館する必要性を感じている結果となった。

「その他」の具体的な回答については以下に示す。（原文のまま）

行ける環境ではない
富士市の図書館に行く
学校が近かった時はよく行った。今は学校図書館でほぼ足りている。
実施していない
他地区にすんでいるため
駐車場が少ないため
自分は住所のある自治体の図書館へ行く場合が多い
どんな本があるかわからないので

質問6　調べ学習で市立図書館に何を期待しますか。

（1）	調べ学習にふさわしい図書を増やしてほしい	52　人	48.6　%
（2）	図書の探し方を教えてほしい	19　人	17.8　%
（3）	貸し出し冊数や日数を増やしてほしい	8　人	7.5　%
（4）	テーマ別のｺｰﾅｰを増やしてほしい	19　人	17.8　%
（5）	その他	9　人	8.4　%



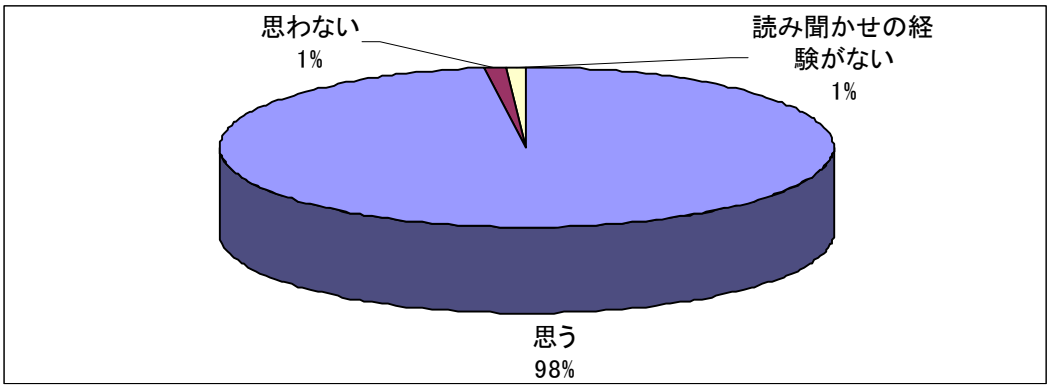
「調べ学習にふさわしい図書を増やしてほしい」と答えた人が 48.6%と約半数を占め、調べ学習用の図書の蔵書数が十分でないという結果になった。残りの半数は図書館の運営、利用方法についての要望という結果となった。

「その他」については以下に示す。（原文のまま）

検索をもっと簡単に。キーワードをもっと正確に認識するようにしてほしい。
手間や労力を考えると図書館に行ってかりるまでしなくてもと思ってしまいます・・・学校内で間に合ってしまいます
新着図書の宣伝
どんな本があるのかわかると活用しやすいと思いますが・・・難しいですよね
電子化
（かなり）古い資料と最新資料の両方
学校から図書が探せるようにしてほしい
他校とのかねあいもあるので複本もほしい
キャリア教育に役立つ本も揃えてほしい
新しいもの
訪問したことがないため回答できません。申し訳ありません。

質問7　読み聞かせが児童・生徒によい影響を与えていると思いますか。

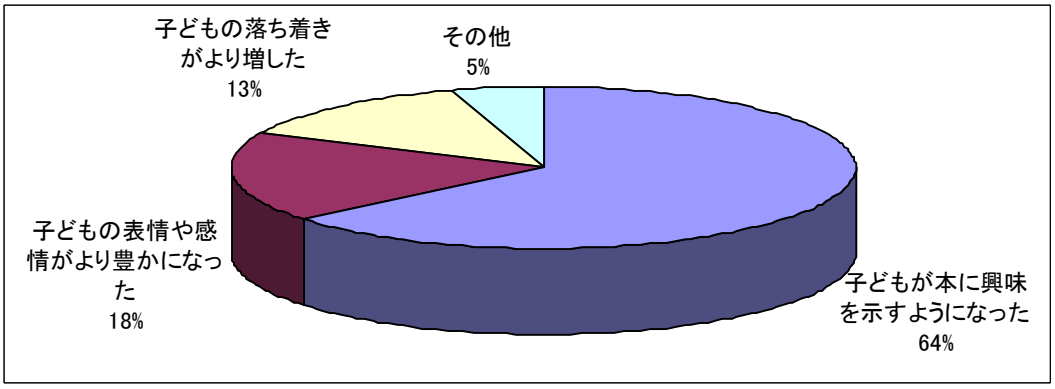
（1）	思う	85　人	97.7　%
（2）	思わない	1　人	1.1　%
（3）	読み聞かせの経験がない	1　人	1.1　%



ほぼ全員が「よい影響を与えていると思う」という答えになった。読み聞かせの影響については、先行研究により立証されているが、それに添うような結果となった。

質問8　質問7で(1)とお答えの方に質問します。どのような影響がありましたか。

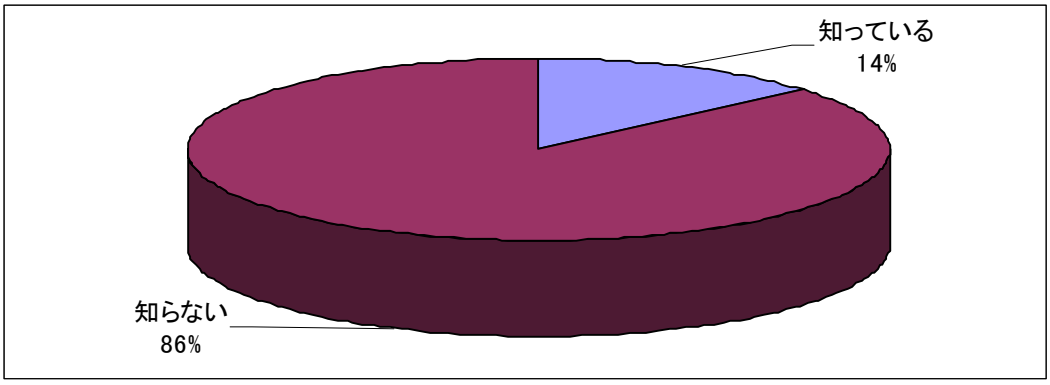
（1）	子どもが本に興味を示すようになった	67　人	63.8　%
（2）	子どもの表情や感情がより豊かになった	19　人	18.1　%
（3）	子どもの落ち着きがより増した	14　人	13.3　%
（4）	その他	5　人	4.8　%



「子どもが本に興味を示すようになった」と答えた人が 63.8%となった。読み聞かせが子どもの読書に対する動機づけとなっている結果になった。

質問9　現在熱海市には4人の静岡県子ども読書アドバイザーが活躍されていますがご存知ですか。

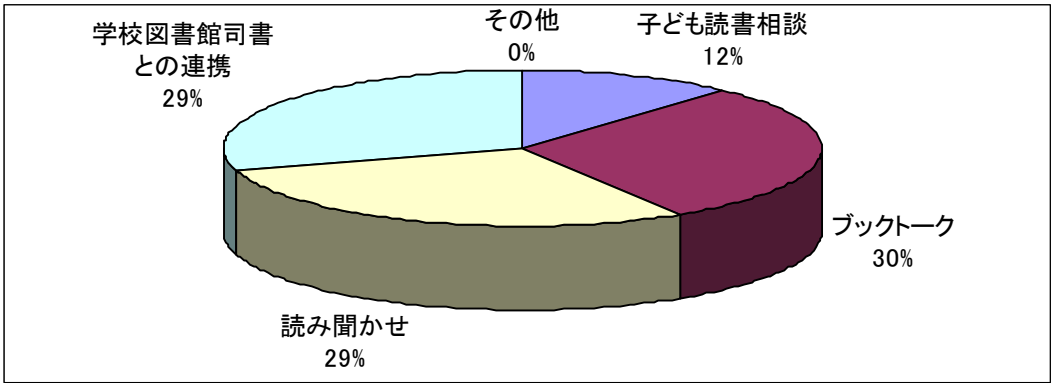
（1）	知っている	12　人	13.6　%
（2）	知らない	76　人	86.4　%



「知らない」と答えた人が 86.4%となり、ほとんどの教員の方々が知らないという結果となった。広報活動等を積極的に実施していく必要がある。

質問１０　質問９で（１）とお答えの方に質問します。
静岡県子ども読書アドバイザーに何を一番期待しますか。

（1）	子ども読書相談	4　人	11.8　%
（2）	ブックトーク	10　人	29.4　%
（3）	読み聞かせ	10　人	29.4　%
（4）	学校図書館司書との連携	10　人	29.4　%
（5）	その他	0　人	0　%



質問９で「知っている」と答えた人数が少なく判断は難しいが、ブックトークや読み聞かせ、学校図書館司書との連携等、図書館でも同様に望んでいることを希望していることがわかった。

総　評

調査によって、各学校と市立図書館の連携についてはまだ十分でないという結果となった。今後は司書教諭、学校図書館司書と市立図書館司書による定期的な連絡会をもつ必要があると考える。

市立図書館（図書館司書）に対して貴重な意見をいただいた。要望に対しては適切に対応する必要がある。また、教員の一部に市立図書館の実態、役割、システム等を十分に理解されていないことがわかった。図書館側からの情報提供を工夫する必要がある。

調べ学習において市立図書館が必要とされている部分は大きい。しかし、いろいろな理由により十分に活用されていないことも浮き彫りになった。読み聞かせは児童・生徒に読書だけでなく、多様なよい影響を与えていることが分かった。

静岡県子ども読書アドバイザーについての認知度は低かった。実績や専門研修を受けたことを活かすために、今後広報活動を行い、認知度を高め、活動機会を広げていく必要がある。

学校も図書館も、子どもたちの健やかな成長に寄与する務め、気持ちは同じである。既存の社会資源を最大限に活かし、その使命を果たすために情報交換を密にし、今後一層の連携を図る必要がある。

最後にご多忙の中ご協力いただいた教員の皆様に感謝申し上げます。

別紙-1

質問2 （原文のまま）

調べ学習や読書教材（国語の発展学習）として読める本の充実
優良図書や調べ学習に必要な本の貸し出し
調べ学習で訪問した際、本を紹介していただきたい
総合的な学習の時間の資料紹介
調べ学習で使いたい本がどれくらいあるか電話で確認できるとありがたいです。使いたい本や冊数があれば直接かりに行きます。
今のように司書さんと連携して必要な本を（ジャンルごとに）集めていただけるとありがたいです
調べ学習に必要な本を子供たちに教えてくれる
調べ学習に必要な本を教えてくれる
「総合的な学習の時間」や各学習の調べ学習で利用できる図書の充実をはかりたい
調べ学習用図書（新しいものを、種類を多く）
現在も教材に必要な図書や子どもの調べ学習の図書などをそろえて下さっています。助かります。
調べ学習の情報源
地域に密着した調べ学習の場
総合的な時間とリンクできるようなコーナーや施設の充実
授業に必要な資料をそろえてもらうこと
団体貸出がしやすくなるとよいと思います
学校に巡回して団体貸し出し
ブックバスと学校用図書貸し出し（調べ学習など）をリンクさせていただき、必要なものを連絡し、学校利用枠の中で一定期間利用させていただきたい。その際、運搬にブックバスを利用させていただければありがたい。
月に1回くらい、50 冊くらいの本を持ってきていただいて、移動図書館のようにしてもらえると子どもが本に親しみを持つようになると思います
ブックバス：学校の昼休み等に合わせてきてほしい
定期的なブックバスの来校（調べ学習に使えそうな図書があればよい）
ブックバスありがとうございます
気軽に情報が得られ、図書館司書と交流できるようなサイトをつくってもらいたい
図書館にある本で、中学生におすすめの本を新聞みたいな物で紹介して頂けると嬉しいです
特別支援対象の生徒の興味のもてる本の紹介

別紙-2

質問2 （原文のまま）

こんな本があると提示してもらえると助かります
図書館の情報が伝わらない。もっと子どもにも教員にも本や資料の情報提供をしていただきたい（教員は熱海市民ばかりではないので、どうしても住んでいる市町村の図書館に行ってしまいますが･･･）
本を好きになるような紹介をしてほしいです
図書館の情報を伝えてほしい（どんな本があるか等）
学校にライブラリーを紹介してほしい
夜間のインターネット検索閲覧
授業の中（総合的な学習の時間等）で生徒の興味・関心に応じた検索ができること
単なる読み聞かせでなく、エプロンシアターやブッククラブ等、本の楽しみ方を紹介する講座を開いてほしい（様々な年代を対象に）
巡回読み聞かせ、本の紹介、など
国語の教材で本を紹介しようみたいなところで授業に入ってもらう
読み聞かせなどによる児童の本に対する関心の高まり
読み聞かせ
出前ブックトークや本を使った調べ方、本のさがし方を学校に来てしていただきたい
図書館の使い方指導（見学時）
レファレンス（教科）
問い合わせをした時に相談にのっていただければありがたいです
子どもが市立図書館に行けば、疑問が解決できると実感できる施設になってほしい
活用の方法や上手な活用の仕方
教科書の内容を深めるような本がすぐみつかる
教科書に出てくる本を準備してくださったり、図書館にある本を紹介してくださるとありがたいです
授業で学習したことを深めるための国語の読書資料、社会の図鑑、資料などが用意されているとありがたい
キャリア教育・地域学習にかかわる図書の充実
「生き方」や「キャリア教育」又は「進路」に関する資料をより多くそろえてほしい

別紙-3

質問2 （原文のまま）

電子図書の導入
蔵書を増やす
授業で関連した本を紹介していただいきたすかりました
本の楽しさを教えてくれる
移動図書館　or　定期的に市立図書館の新刊のコーナーを校内に設置してほしい
本のすばらしさを子どもたちに伝えてほしい
学習の仕方（本を活用した）
子どもたちにとってタイムリーな本を紹介してほしい。また、時代を超える名作を子どもたちが興味をもてるような紹介なりをしてほしい。
本の整備
本の興味、関心や親しみを増やす
ゲームや TV で遊ぶのではなく、休日の過ごし方として図書館に子どもたちが集まること
現在、櫻井司書がやってくださっていることで十分です
連携をお願いします
こちらが活用する余裕がない
子どもが本に興味をもつような取り組みをどんどんしていただきたい

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成13年12月12日　法律第154号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

（平成 17 年 7 月 29 日　法律第 91 号）

（目的）

第一条　この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

２　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

３　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、

図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条　市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

４　前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条　国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条　国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条　国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

２　文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

３　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

熱海市子ども読書活動推進計画策定委員会内規

（目的）

第１条　熱海市の子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。）が読書に親しむ機会の提供と読書環境整備の推進を図るための基本方針、具体的な方策の素案を検討する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、素案を作成する。

(1)　子ども読書活動の施策に関すること。

(2)　熱海市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という）の策定に関すること。

(3)　その他必要な事項に関すること。

（構成等）

第３条　委員会に属する委員は、別表第１に揚げる職にある者をもって構成する。

２　委員会委員の中から委員長、副委員長を置く。

３　副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は、推進計画の策定が終了するときまでとする。

なお、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　委員長は、必要があると認めたときは、委員会に属する委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第６条　委員会の事務局は、熱海市立図書館に置く。

別表　第１

市民・団体

熱海読み聞かせの会	１名
熱海読み聞かせ連絡会	１名
熱海市ＰＴＡ協議会	１名
熱海市立幼稚園ＰＴＡ連絡協議会	１名
熱海市青少年健全育成市民会議	１名
市民公募	１名

学校・園

学校司書教諭	２名
熱海市立幼稚園教育研究会	１名
熱海市公私立保育園長会	１名
多賀地区学校図書館協議会	１名

市　職

生涯学習課社会教育室	１名
学校教育課指導主事	１名
学校図書館専任職員	２名
子育て支援室	１名
健康づくり室保健師	１名
障害福祉室	１名
図書館司書	１名

熱海市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

氏　名	所属団体等	備　　考
太　田　郁　子	熱海読み聞かせの会	
石　田　佳世子	熱海読み聞かせ連絡会	第一小読み聞かせの会
辻　野　美江子	熱海市 PTA 協議会	委員長・網代小 PTA
関　　政　則	熱海市青少年健全育成市民会議	
荒　　多惠子	市民公募	写真家
八　木　昭　彦	熱海市立泉中学校司書教諭	
本　間　万里子	熱海市立第一小学校司書教諭	
黒羽根　千　鶴	熱海市立幼稚園教育研究会	泉幼稚園
岩　本　瑞　江	熱海市公私立保育園長会	小嵐保育園
黒　津　真　弓	多賀地区学校図書館協議会	県立熱海高校教諭
戸　田　太　郎	学校教育課指導主事	
櫻　井　恭　子	学校図書館専任職員	
石　川　紀美子	学校図書館専任職員	
鈴　木　秀　明	生涯学習課社会教育室	
鈴　木　千　晶	健康づくり室保健師	
川　口　京　子	子育て支援室	
川　人　陽　子	障害福祉室	
鈴　木　順　子	図書館司書	副委員長
水　谷　奈穂子	図書館	事務局
田　村　貴　洋	図書館	事務局

熱海市子ども読書活動推進計画　第二次計画
読書でつくる**あた**らしい**み**らい

発　行　　平成 24 年 3 月

発行者　　熱海市教育委員会

編　集　　熱海市立図書館
〒413-0018　熱海市上宿町 14 番 20 号
TEL　0557-86-6591　FAX　0557-86-6593
E-mail　library@city.atami.shizuoka.jp
ホームページ　http://www.atami.library-town.com/